

取締役に対する責任追及訴訟提起請求書

2022年10月26日

関西電力株式会社

監査委員会

委員長 友野 宏 殿

委員 沖原 隆宗 殿

委員 佐々木 茂夫 殿

委員 内藤 文雄 殿

委員 杉本 康 殿

委員 島本 恭次 殿

請求人（貴社株主）ら代理人

弁護士 河合 弘之

外7名

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 8階

さくら共同法律事務所

電話:03 - 6384 - 1120（代表）

電話:03 - 6384 - 1129（直通）

Fax:03 - 6384 - 1121

前略

貴社の株式を6か月前から引続き所有する別紙請求人（貴社株主）らの代理人として、下記のとおり請求します。

記

請求の趣旨

- 1 豊松秀己及び森中郁雄は、関西電力株式会社に対し、連帯して66億530万

円を支払え。

- 2 豊松秀己は、関西電力株式会社に対し、5億5842万5000円を支払え。
- 3 森詳介、森本浩志、八木誠は、関西電力株式会社に対し、連帯して8億5438万円を支払え。
- 4 豊松秀己及び森中郁雄は、関西電力株式会社に対し、連帯して7億円を支払え。

請求を特定するのに必要な事実

第1 請求の趣旨「1」について（土砂処分問題）

関西電力株式会社が公表した2022年4月20日付コンプライアンス委員会調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）で明らかになった土砂処分問題について、請求原因は、①吉田開発株式会社に対して行った、原発工事から発生する土砂処分に係る不公正かつ不当高値発注、②森山からの要求への対処を速やかに取締役会に諮るなどして対応を検討すべきであったのに、それを怠ったこと、③土砂処分問題について速やかに取締役会に報告するとともに社外に公表すべきであったにもかかわらず（公表するよう説得すべきであったにもかかわらず）、それを行わなかったことです。

損害は、①吉田開発への不公正かつ不当高値発注相当額61億530万円（本件調査報告書によると、2014年1月10日説明：約2億円（27頁）、2014年3月14日説明：3億3000万円（32頁）、2015年2月26日説明：12億円（43頁）、2015年4月14日説明：1.5億円（44頁）、2015年10月28日説明：概算13.20億円（45頁）、2016年2月11日説明：概算10億5530万円（45頁）、2017年6月12日説明：2017年度に6.8億円、2018年度に6.3億円、2019年度に5.1億円、2020年度に0.3億円（48頁）、②コンプライアンス委員会の調査費用1億円、③会社の信用低下の損害が4億円（本件調査報告書公表後の株価下落約14円×貴社の発行済株式総数938,733,028株×3%を下らない。）になると考えます。貴社の元取締役豊松秀己及び同

森中郁雄は、貴社に対し、同法423条1項による損害賠償責任を連帯して負うものといえます（同法430条）。

第2 請求の趣旨「2」について（土地賃借問題）

本件調査報告書で明らかになった土地賃借問題について、請求原因は、①森山からの利益提供要求に応じて吉田開発関連会社の土地を不当高値の賃料で賃借を行ったこと、②森山からの要求への対処を速やかに取締役会に諮るなどして対応を検討すべきであったのに、それを怠ったこと、③土地賃借問題について速やかに取締役会に報告するとともに社外に公表すべきであったにもかかわらず（公表するよう説得すべきであったにもかかわらず）、それを行わなかったことです。

損害は、①実際の賃料と適正賃料との差額相当額5842万5000円（賃貸借契約期間57か月（2016年7月5日から2021年3月）×102万5000円（実際の賃料月額120万円と適正賃料月額17万5000円の差額）、②コンプライアンス委員会の調査費用1億円、③会社の信用低下の損害が4億円（本件調査報告書公表後の株価下落約14円×貴社の発行済株式総数938,733,028株×3%を下らない。）になると考えます。

第3 請求の趣旨「3」について（A倉庫問題（高値賃借））

本件調査報告書で明らかになったA倉庫問題について、請求原因は、①A倉庫の高値賃貸借、②高浜町の幹部又はA氏からの要求への対処を速やかに取締役会に諮るなどして対応を検討すべきであったのに、それを怠ったこと、③A倉庫問題について速やかに取締役会に報告するとともに社外に公表すべきであったにもかかわらず（公表するよう説得すべきであったにもかかわらず）、それを行わなかったことです。

損害は、①実際の賃料と適正賃料との差額相当額約3億5438万円（下記参照）、②コンプライアンス委員会の調査費用1億円、③会社の信用低下の損害4億円（本件調査報告書公表後の株価下落約14円×貴社の発行済株式総数938,733,028株×3%を下らない。）になると考えます。

記

下表は、貴社がA社のA倉庫を賃借するために関電プラントへ支払った賃料(①)と相場の賃料の差額を示すものです。

	①実際の賃料 (関電から関電プラントへ支払った賃料)	②相場	差額 (①－②)
2007年4月から 2008年3月	年額2400万円 (770 m ²)	約758万円 ¹ (770 m ²)	1642万円
2008年4月から 2009年3月	年額約5070万円 (1625 m ²)	年額約1600万円 (1625 m ²)	3470万円
2009年4月から 2013年10月	年額約5070万円 (1625 m ²)	年額約1600万円 (1625 m ²)	約1億6193万円 (3470万円×4年 +3470万円×8か 月)
2013年11月から 2018年3月	年額約4800万円 (1625 m ²)	年額約1600万円 (1625 m ²)	約1億4133万円 (3200万円×4年 +3200万円×5か 月)
			合計 約3億5438万円

第4 請求の趣旨「4」について（A倉庫問題（賃料減額の代替））

本件調査報告書で明らかになったA倉庫問題について、請求原因は、①A倉庫

¹ 1625 m²で賃料年額1600万円との相場（本件調査報告書・146頁）に基づき、770 m²の場合の賃料年額を算定しました。

の賃料減額の代替として元請からB社に対して土砂処分工事を直接発注した行為、②高浜町の幹部又はA氏からの要求への対処を速やかに取締役会に諮るなどして対応を検討すべきであったのに、それを怠ったこと、③A倉庫問題について速やかに取締役会に報告するとともに社外に公表すべきであったにもかかわらず（公表するよう説得すべきであったにもかかわらず）、それを行わなかったことです。

損害は、①相場約 2380 円/m³と 3400 円/m³(本件スキームから吉田開発を介さずに直接発注した場合の単価)の差額(約 1020 円/m³)分に相当する額 2 億円(本件調査報告書 87 頁の土砂処分について「Y社抜きの場合：年間 6800 万円・3年間 2億0400 万円」)、②コンプライアンス委員会の調査費用 1 億円、③③会社の信用低下の損害が 4 億円(本件調査報告書公表後の株価下落約 14 円×貴社の発行済株式総数 938,733,028 株×3%を下らない。)になると考えます。

第5 結語

よって、別紙請求人(貴社株主)らは、会社法 847 条 1 項に基づき、貴社取締役等に対し、上記損害金及びこれに対する遅延損害金について、その責任を追及する訴えを提起されたく請求します。

また、万一、本提訴請求書が貴社に到達してから 60 日以内に貴社取締役に対して責任追及の訴えを提起しない場合は、遅滞なく、①貴社が行なった調査の内容、②請求対象者の責任又は義務についての判断及びその過程、③請求対象者に責任又は義務があると判断したにもかかわらず、責任追及の訴えを提起しないときはその理由を具体的かつ詳細に、証拠とともに書面により当職等に対して通知するよう請求します(会社法 847 条 4 項)。

草々

添付書類

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 委任状 | 6通 |
| 2 | 個別株主通知済み通知書 | 7通 |
| 3 | 個別株主通知申出受付票 | 6通 |

元取締役ら目録

第1 請求の趣旨「1」について

1 豊松秀己

2 森中郁雄

第2 請求の趣旨「2」について

豊松秀己

同上

第3 請求の趣旨「3」について

1 森詳介

2 森本浩志

不明

3 八木誠

第4 請求の趣旨「4」について

1 豊松秀己

同上

2 森中郁雄

同上